

社長のための勉強

令和元年 11 月 15 日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

住宅取得資金の贈与の非課税

父母や祖父母からの贈与により、住宅用の家屋の取得の対価に充てるための金銭を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、次の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

この住宅取得資金の贈与を非課税の適用を受けるためには申告手続きが必要です。

※消費税の税率が 10%である場合

住宅用家屋の契約の締結日	省エネ住宅	左記以外の住宅
令和 1 年 10 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	3,000 万円	2,500 万円
令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	1,500 万円	1,000 万円
令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日	1,200 万円	700 万円



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください